

決議 13.8 (CoP16 で改正) * [仮訳]

締約国会議へのオブザーバーの参加

条約第 11 条 7 項で締約国会議へのオブザーバーの参加を規定していることを認識し、締約国会議へのオブザーバーの貴重な貢献を認識し、第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択された決定 11.14、11.70、11.71、11.73、11.124、11.128 を想起し、

条約締約国会議は 締約国会議への代表の出席を求め、る要望を事務局に通報し、第 11 条 7(a) 項に従い国際機関または団体とみなされることを希望する団体または機関は、次のことを事務局が満足するように実証した場合にのみ事務局によって登録されることを決定する。

- a) 野生動植物相の保護、保全または管理における資格を持つ。かつ、
 - b) 法人格と国際的性格、責任領域、活動計画を有し、みずからの権利として存在する組織。事務局に対し、締約国会議に関する手続の規則 3 の 5 項を適用し、6 週間の期限を過ぎた後は団体および機関の追加オブザーバー氏名を受け付けられないこと（国連とその特別機関を除く）、かつ、この期限後の氏名の変更を受け付けられないよう命じる。ただし、団体または機関が期限前に 2 名までを登録し、氏名が入れ換えられる人物は不可抗力によって出席を妨げられたと事務局が認める場合を除く。
- 次のとおりに勧告する。

- a) 締約国会議の開催地の選定にあたり、締約国は開催場所において全体会合、第 1 委員会、第 2 委員会のためのホールのフロアにオブザーバーを収容する余地を確保するためにあらゆる努力を払う。
- b) 事務局および各締約国会議の主催国は、オブザーバーにより代表される各々の国、機関、または団体が、全体会合、第 1 委員会、第 2 委員会の会議室のフロアに最低 1 つの席を確実に与えられるよう、あらゆる努力を払う。ただし、出席し、投票権を持つ締約国の代表の 3 分の 1 が反対の票を投じた場合はその限りではない。

全体会合および第 1 委員会並びに第 2 委員会の投票場監督官に次のとおりに命じる。

- a) 討議中に介入するための時間をオブザーバーに許すためにあらゆる努力を払うこと。必要であれば話す時間を制限し、特定の問題に関する話を繰り返さないよう働きかけることができる。かつ、
- b) 可能であれば第 1 委員会並びに第 2 委員会の作業部会に見識のあるオブザーバーの参加を促すこと。

事務局は、締約国会議で非政府組織のオブザーバーでもある締約国代表に代表団旅費支給プロジェクト Sponsored Delegates Project を通じて後援資金を提供しないことを命じる。 ■

* 第 16 回締約国会議で改正。